

電気事業会計規則の一部を改正する省令案に対する意見公募の結果について

令和4年11月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力産業・市場室

令和4年9月29日（木）～令和4年10月28日（金）にかけて、標記省令案に対する意見募集を実施し、結果は下記のとおりとなりました。

また、意見募集を実施した際の省令案（新旧対照表）に技術的な修正を加えており、変更点を別紙のとおりまとめています。

今後とも、資源エネルギー行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

（1）募集期間：令和4年9月29日（木）～令和4年10月28日（金）

（2）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（3）意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集結果

意見提出件数：0件

3. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
電話：03-3501-1748

(別紙)

意見募集を実施した際の省令案（新旧対照表）との変更点

電気事業会計規則の一部を改正する省令案の意見募集を実施した際の省令案（新旧対照表）との変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	附則第1項	「この省令は、 <u>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。</u> 」に修正	技術的修正
2	附則第2項	「 <u>この省令による改正後の電気事業会計規則第二十八条の二から八までの規定は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第五条に規定する経済産業省令で定める日を経過する日以後に電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。</u> 」に修正	技術的修正